

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（62）

2016年12月15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号では2016年2月に生じた安保法制を巡る情勢と闘いを記述する。）

はじめに

本稿は、2016年2月に生じた事象を2月前期と2月後期とに時期区分して述べる。この時期区分は、便宜的なものである。

## I 戦争政策と対抗運動

（一）2月4日の衆院予算委で、安倍首相は、志位議員（共産党）の質問に対し、次の点を答弁した（2月5、及び7日赤旗）。

（1）①第一に、南スーダンPKO—UNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）（2012年独立）に派遣されている軍事要員1万1892人、その内、自衛隊からは353名であること。改定国連平和協力法では、自衛隊の任務が拡大され、安全業務、駆け付け警護が追加され、任務遂行のための武器使用が認められ、武器使用基準も大幅に拡大され、自己保存のためのみならず任務遂行のための武器使用も認められたこと。

このことを確認したことを踏まえ、志位議員は、安倍首相に対し、「PKOに参加する自衛隊にこうした任務の追加を行うことを検討しているのか」と訊した。

これに対し、安倍首相は、①安全確保業務を実施するうえで必要不可欠な権限として、任務遂行型の武器使用がPKO法で認められていること、②安全確保業務とは、例えば防護を必要とする住民、被災民など

扱う事象としては、I戦争政策と対抗運動、II沖縄問題、III原発及び核の問題、IV TPPと人民の暮らし、V文教政策と青年問題と放送の自由とする。

生命、身体及び財産に対する危険の防止を行うためには任務遂行型の武器使用権限が認められなければ十分に対応できないこと、③武器使用は厳格な警察比例の原則（警職法1条2項—必要性、最小限度性、非濫用性）に基づくものであること、④安全確保業務を行うに当たってはPKO参加五原則（停戦合意の成立、すべての紛争当事者の受け入れ合意、中立的立場、いずれかが満たされない場合の撤収、武器使用は自己保存型に限定）が満たされており、かつ派遣先国および紛争当事者の受け入れ同意が安定的に維持されると認められる必要があり、すなわち国家又は国会に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことが前提となっていること、⑤このためいわゆる任務遂行型の武器使用を認めたとしても自衛隊員が武力行使を行ったと評価されることがないこと、⑥南スーダンに派遣している自衛隊に対し、この新たな任務を付与する上においてしっかりとした準備、又は訓練が必要となること、を答弁した。

（2）①要するに、第一に安倍首相は、

PKO が本来持つべき中立性をかなぐり捨て、PKO 派遣自衛隊部隊が武器で住民を殺し、派遣自衛隊員も殺されることを認めたのである。

② 第二に今日の南スーダンの過激派組織 IS なるテロ組織がなぜ生まれたかを安倍首相は、無知であることである。テロのきっかけは、2001 年のアメリカ等によるアフガニスタン戦争であり、2003 年のアメリカ等によるイラク戦争である。

③ このことは、戦争によってテロは根絶できないこと、逆にテロを助長し、殺し殺される、の悪循環に陥っていくこと、何よりも大切なことは、テロを生まない外交的、文化的社会的条件を整備することである。

その意味で、戦争法は、テロの温床を作り出す悪法であることを深く胸に刻みたい。

(二) 安倍首相は、2月5日衆院予算委に於いて、憲法「改悪」案を夏の参院選挙の争点化を目指し、九条二項に自衛権を明示し、自衛隊の存在を明記し、国防軍保持を打ち出す考えであると明言した(2月6日河北新報)。

(三) 2月7日、中谷防衛相は記者会見で、北朝鮮のミサイル発射に対処するため「日米の同盟調整メカニズム」(ACM)を活用したことを明らかにした。

ACM とは何か。その設置は、日米新ガイドラインで合意に基づくものであり、2015年11月に運用が開始され、ACM内には米軍、自衛隊制服組とで構成される「調整所」が設置され、自衛隊を米軍の事実上指揮下に置く組織である。

そして今回初めて ACM を活用したのである(2月8日赤旗)。

(四) ①2月11日赤旗の報ずるところによれば、米海軍佐世保基地に最新鋭のアメ

リカ級強襲揚陸艦アメリカ(LHA6)を2019年に配備する計画が判明した(米海軍省が2月9日に公表した17年米会計年度予算案に明記)。

沖縄県名護市辺野古に建設されようとしている海兵隊基地は、強襲艦が接岸できる軍港機能があり、全長257メートルの同艦も接岸可能な軍港である。

米海軍は、最新鋭のアメリカ級強襲揚陸艦アメリカ(LHA6)を2019年配備する計画が判明した。加えて米海軍は、開発中の最新鋭ステルス駆逐艦の佐世保配備も計画している(2月11日赤旗)。

現在、佐世保に配備されているワプス級強襲揚陸艦ボノム・リシャール(LHD6)とLHAとの最大の違いはF35ステルス戦闘機の運用能力であり、LHDの艦内にあるエアクッション型揚陸艇(LCAC)の格納庫を取り除き、航空用の格納庫を拡大し、飛行甲板も広げていることである。

強化された強襲揚陸艦は、在沖縄海兵隊が海外に展開するためのものなのである。

(五) ①日米は、武装無人機の使用を2004年～2009年にブッシュ政権が実施した。

そもそも無人機は対テロ戦争に使用されたが、それが違法な戦争手段であることは、2014年3月28日国連理事会決議が「武装無人機の使用によって生じる民間人の犠牲に強い懸念を表明」し、国際法の順守や公平な調査を求めるものであったことから明らかである。

②これに対し安倍政権は、2015年1月9日決定の「第三次宇宙基本計画」に於いて「日米同盟強化に向けた取組みの一環として、安全保障面での日米宇宙協力を強化していく必要がある」と強調し、さらにGPS(全地球測位システム)をはじめとす

る宇宙システムにつき「米国の抑止力の発揮のために極めて重要な機能を果たしているとし、さらに「アメリカとの衛星機能の連携強化などによりアジア・太平洋地域におけるアメリカの抑止力を支える……わが国の準天頂衛星とアメリカの GPS との連携を一層強化する」方針を打ち出した（2月12日赤旗）。

③この事実は、安倍政府が宇宙政策を軍事計画の重要な環と位置付けたことを示している。

安倍政権の前述「宇宙基本計画」（2015年1月）は、宇宙産業基盤の強化が喫緊の課題である理由として、「我が国の安全保障上の宇宙の重要性が著しく増大し…宇宙機器産業の事業規模として累計5兆円を目指す」とした。

④そして2015年12月8日、宇宙基本計画工程表を改定し、「宇宙協力を通じた日米同盟の強化」の目的を明記するとともに、工程表に、①軍事スパイ衛星の増強、②既存ロケットの軍事利用や新型ロケット開発、③米軍との連携に向けた体制構築、④ミサイル防衛のための衛星開発、⑤宇宙システムの坑たん性強化、⑥宇宙科学・探査および有人宇宙活動などを盛り込んだのである。（2月17、18、19、24日赤旗）

⑤これらの事実の意味することは何か。池内了名古屋大学名誉教授は次のように指摘している。

『防衛目的』といえどどんな兵器でも持てるようになり、軍事衛星が次々に開発されてきました。特に安倍政権は露骨です。内閣府を司令塔とし、JAXA(宇宙航空研究開発機構の後継法人)を下請機関として、トップダウンで宇宙の軍事利用を進めています。政治的には日米安全保障のため、経済的には軍需産業援助のためです」、と。（2月17日赤旗）

宇宙開発が科学の進歩から軍事力強化や軍需産業利潤獲得のための代物（しるもの）に変質しつつあることを私たちは、しっかりと見抜かなければならないと思う。

そしてこの変質が安倍内閣のみならず経団連の意向によるものであることを見抜かなければならない。

(六) ①東京都にある横田基地に「日米新ガイドライン」「戦争法」を実行する米軍と自衛隊の「調整所」が設置され、また特殊作戦機 CV22 オスプレイが常駐し、攻撃的基地に変貌しつつある。CV22 オスプレイは、凍結防止装置が故障しやすく天候レーダーも持っていないため、故障しやすい欠陥機である。

内藤功弁護士によれば、「横田基地は、日本に対する政治的支配の拠点でもあり、在日大使館、太平洋軍司令部（ハワイ）、在日米軍司令部、自衛隊統合幕僚監部と密接な関係が築かれている」という。

②遡ってみるなら、横田基地が新設されたのは2005年10月、日本安全保障協議委員会（日米2プラス2）が決めた米軍再編計画にもとづいて2012年航空自衛隊横田基地が新設され、米軍と自衛隊との「共同統合運用調整所」が設置され、「平時」から「戦時」まで「切れ目」なく米軍と自衛隊が情報を共有、連携する仕組みがつけられているのである。そして在日米軍司令部と中庭をはさんで設けられた自衛隊航空総隊司令官の庁舎地下には「調整所」が置かれ、米軍、自衛隊の要員が対面で任務についている。（2月22日赤旗）

③この事実は、日米の軍事一体化が着々と進んでいることを示しているのである。

(七) ①1月末、日本海員組合は抗議声明を発表した。この声明は、防衛省が2015年6月に「民間船舶の運航・管理事業に対する実施方針」に対する反対声明である。

②防衛省の方針とは、“災害時や緊急時に常時運行可能な体制確保が必要として、自衛隊の任務遂行に供する船舶を調達し、人員、車両、物資などを海上輸送できる複数の民間フェリーの早期確保が不可欠であり、民間フェリーの調達・維持管理・運航、予備自衛官の活用を含む一元管理を行う”というものである。

③「声明」は、“太平洋戦争でも同じ民間の船舶が海員が軍事徴用され物資や船員を輸送し、1万5518隻の民間船舶が撃沈され、6万609人の船員が犠牲になった。政府が民間人である船員を予備自衛官補として活用できる制度を創設することは「事実上の徴用」につながるものだ。断固反対する”というものである。(2月17日赤旗)

④この事実は安倍内閣の戦争政策が民間人を事実上強制的徴用にまで踏み込もうとするものであることを示した一事例である。

(八) 2月18日、衆院予算委に於いて本村伸子議員(共産党)が米軍のF35ステルス戦闘機のリージョナルデポ(整備拠点)が日本に設置されF35生産体制で国内企業が米軍需産業の下請けになる、と告発した。そして本村議員は、一昨年(2012年12月)にアメリカ政府が三菱重工小牧南工場(愛知県)とIHI瑞穂工場(東京都)にアジア太平洋地域の一大整備拠点の設置を決定した触れ、“日本は米軍のための整備拠点になるのか”と追及した。これに対し中谷防衛相は、“現時点では計画はない”と答弁するとともに、“現時点の整備基盤が三菱重工小牧南工場とIHI瑞穂工場だ”と認めた。さらに木村議員は、アメリカがコスト削減のため戦闘機解体や重装備、燃料代、維持管理費の負担を他国に負わせる狙いがリージョナルデポにある

と指摘し、「米軍や米軍需産業の下請けを日本にやらせるものだ」と批判するとともに、整備拠点の小牧南工場の利用のための滑走路はどこにするのかと質した。これに対し中谷防衛相は、名古屋空港を利用することになると答弁した。

本村議員は、「米軍機の利用がないように」とする2市1町の元首長や春日井市飛行場周辺対策市民協議会の要望書を手渡すと同時に、“F35整備拠点を白紙撤回し、軍縮のため本気の外交をすべきだ”と強調した。(2月19日赤旗)

(九) ①安倍内閣の武器輸出の動きが最近活発化している。その一事例としてオーストラリア海軍の次期潜水艦の受注を巡って三菱重工とフランス、ドイツの企業とが競り合っている。この商戦を背後で支援し操っているのが安倍内閣である。2015年11、12月、安倍首相は、ターンブル豪首相と会談し、トップ・セールスで売り込みを行った。イギリスとは新たな空対空ミサイルの共同開発を、アメリカとは地対空ミサイルパトリオットPACの部品輸出(決定)、フランスとは無人システムの研究で協力を、インドとは救難飛行艇US2の輸出協議を、ASEAN九ヶ国(除くブルネイ)とは防衛省内で軍需産業による武器の展示会実施などを行っている。

さらに安倍内閣は、中古武器を無償又は低価格で他国に譲渡するための枠組み構築を行い、東南アジア諸国連合(ASEAN)に売り込もうとしている。

②その狙いは何か。梅原英治教授(大阪経済大学)は次のように指摘している。「中古武器を海外に譲渡することで、軍需産業にとって新たな需要が二重に生じる。自衛隊装備の新旧交代が促進されること、同時に譲渡を受けた国ではメンテナンスが必要となり、日本武器の需要が開拓されること

である」と。

それと同時に梅原教授は、「無償や低価格での武器の譲渡は地域の軍拡競争を促し、軍事的緊張を高める、… 人間を殺傷する武器を他国に譲渡することは、国際紛争を解決する手段として武力の行使を放棄した平和憲法からの逸脱であり、許されない。装備品の譲渡を受けた国や勢力から見れば、日本は実質的に敵対国となる。日本は武器輸出国としてテロなどの対象となりかねないこと」を述べている（以上2月19日赤旗）。

③ 武器輸出を禁じた武器輸出三原則の撤廃、集団的自衛権行使容認の閣議決定、防衛装備品や技術協力を明記した日米新ガイドライン、そして戦争法——これらが一体となって軍需産業を巨大な軍産学一体化という怪物に仕立て上げているのである。

しかし、この道は矛盾に満ちたものである。

第一の矛盾は、武器譲渡する日本と武器譲渡される各国との矛盾である。武器譲渡される国には軍事的独立が失われるからである。

第二に、武器譲渡は、戦争法の実体化であり一環である。人民の戦争法反対の矛先は武器譲渡にも向かうことは必然の成り行きなのである。

#### （一〇）国民連合政府構想

（1）2月19日、民主党岡田克也代表、維新の会松野頼久代表、社民党吉田忠智党首、生活の党小沢一郎代表、共産党志位和夫委員長が国会内で会談し、戦争法廃止法案を国会に提出することを確認し、その上で次の四点を確認した。

①安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を共通の目標とする、②安倍政権の打倒を目指す、③国政選挙で現

与党およびその補完勢力を少数に追い込む、④国会における対応や国政選挙などあらゆる場面でできる限りの協力を行う。

（2）2月19日、民主党、維新の党、生活の党、社民党、共産党の5野党がいわゆる「戦争法」（平和安全法制整備法、及び国際平和支援法）廃止法案を衆議院に提出した。

法案提出後の記者会見で、民主党高木義明国対委員長は、“廃止法案の速やかな審議入りを求めること。国民的議論をまきおこし、廃止が実現するよう、野党五党が力を合わせ、頑張っていきたい”と述べた。

また穀田恵二共産党国会対策委員長は、“あらためて安倍政権が強行可決した戦争法とは何かを明確にすべきこと。戦争法は憲法違反であり、立憲主義を破壊するものであること。廃止法の提出は、国民多数の声の後押しを受けて提出したものであること。戦争法を廃止し立憲主義を回復していくために、これからも共同の取り組みを強めること”を述べた。（2月20日赤旗）

（3）2月19日、衆参の議員会館前から国会図書館前まで人波が集まり、「2.19総がかり国会前行動」が開かれた。四野党の書記局長、幹事長が参加し、7800人の市民が集まった。枝野民主党幹事長、山下芳生共産党書記局長、又市征治社民党幹事長、初鹿明博維新の党衆議院議員があいさつを行い、生活の党小沢一郎代表がメッセージを寄せた。

山下共産党書記局長は、“野党合意について、ここ迄来るのに一番力になったのは、国民のみなさんの世論と運動だ。スクラムを固めて安倍政権を葬り去ろう”とあいさつした。また市民連合の広渡清吾専修大学教授（安全保障法制に反対する学者の会）は、“全国の市民の力が野党を動かしたと確信する。安倍政権打倒までともに頑

張ろう”と発言した。高校生グループ「T-ns.SOWL」のメンバーの福田龍樹さん（高校三年生）は、“きょうは新たな一歩です。国民が、自分たちが野党を引っ張って声を上げ、安倍政権を追い込んでゆこう”と発言した。また日弁連の山岸良太氏や市民団体の代表も発言した。（2月20日赤旗）

（4）なお、志位共産党委員長は、「戦争法廃止の国民連合政府」について、「我が党としては、安保法制＝戦争法の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回のためには、この二つの仕事を実行する政府——『国民連合政府』が必要だと主張してきた。今もその立場は変わらない。ただ同時にこの問題については賛否さまざまということも承知している。そこで政権の問題は横に置いて選挙協力の協議に入り、今後の協議のなかで我が党の主張をしていきたいと考える」と述べた。さらに、廃止法案の共同提出は、“戦争法に怒りと不安をもつ多くの国民の声に応える重要な意義を持つもので…… 国民の前で真剣に審議することを与党に強く求めたい”と述べた。そして国政選挙での選挙協力を確認し、具体化の協議に入ることを確認したことについて、“『野党共闘』という多くの国民に応える極めて重要で画期的確認だ、……わが党としては、誠実かつ真剣に協議に臨み、できるだけ速やかに合意を得るよう全力をあげたい……、参院選の一人区の候補者調整については、安保法制＝戦争法廃止、立憲主義回復という大義の実現のために思い切った対応をしたい”と述べた。

（2月20日赤旗、なお同日の河北新報）

（5）2月23日、山下芳生共産党書記局長、枝野幸男民主党幹事長、今井雅人維新の党幹事長、玉城デニー生活の党幹事長、又市征治社民党幹事長は、国会内で会談

し、19日に五野党党首が合意した四項目（前述）の具体化につき一回目の協議を行った（2月24日赤旗）。

この日の会談では、①五党首が合意した四項目（前述）を文書で確認、②安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回、③以上を各党の選挙公約とすること、④アベノミクスの評価、消費税増税、TPP、名護市辺野古米軍新基地建設などの政策問題についても共通項についても協議すること、⑤参院選の一人区での候補者調整を優先させること、⑥民主、共産党二党間での協議を適時行うこと、以上が確認された。（2月24日赤旗）

（6）野党五党による五項目の確認および共産党が提唱した「国民連合政府構想」は、二つの反応を引き起こした。一は、安倍政権の対応である。二は市民の反応である。以下、一、二の順により生じた事象を書くことにする。

（一）①3月13日の自民党大会で決定する（予定の）同党の2016年運動方針が明らかになった。赤旗（2月27日）によれば、①明文改憲や自民党改憲草案に対する国民の理解促進に取り組むこと、②衆参両院の憲法審査会や各党と連携を図り、憲法改正原案の検討・作成を目指すこと、③憲法改正国投票法および公職選挙法が整備され、憲法改正のための国民投票は現実に実施できる状況にあること、④衆参両院の3分の2以上の賛成および国民投票における過半数の賛成が必要である。そのため…憲法改正賛同者の拡大運動を推進すること、の四点である。

そして参議院選の方針の中で、「着実な施行に万全を期すため、国民の理解を深める広報活動に徹していく」と述べている。②これらの自民党方針は、四つの意味を持っている。第一は、野党の五項目を意識し

たものである。第二は、この五項目の目指す立憲主義への有効な反論ができないことである。第三に、衆参両院の憲法審査会を抱き込むか又は強行突破をしようしていることである。第四に、国民投票で過半数を得るためになり振り構わずあらゆるメディアを抑圧・駆使し、改「悪」必要論の宣伝をデマゴギーを混じえて展開するであろうことである。

(二) 市民、人民の側の動きとしては大別して二つの動きがあると思う。

第一は、「五項目」に沿った政策を掲げる候補者の擁立の動きである。

第二は、野党共闘を求める動きを支援する市民運動の動きである。

① まず第一の動きをアットランダム的にみることにしよう。

④2016年夏の参院選挙に於いて、民主党宮城県連が共産党県委員会に選挙協力を2月26日正式に要請することが判明した。民主党にとっては、全国で最初の選挙協力要請である(2月25日河北新報)。2月26日、民主党県連は、共産党県委員会と会談し、選挙協力を正式に要請した。同日、共産党県委員会は、民主党の現職桜井充氏を推薦するよう党本部に上申した。そして民主党県連、共産党県委員会、桜井充氏の三者は3月2日に政策協定を締結し、それと同時に共産党本部は桜井氏を推薦し、新人岩淵彩子氏の立候補を取り下げる運びとなった。その結果、桜井氏は既に維新の党からの推薦を受けており、結局民、共、維、社の四党統一候補として参院選挙に出馬することになった。なお、岩淵氏(共)は、比例区の単独候補に廻ることになった(2月27日河北新報)。

⑤ 2月27日熊本市内で参院選の熊本区に無所属、市民、野党統一候補あべ廣美氏を擁立する「熊本から民主主義を! 県民

の会」(くまみん)が呼びかけた「平和が一番! 手をつなごう“くまみん”大集会」が開かれた(2月28日赤旗)。

⑥ 2月28日共産党岩手県委員会は、参院選岩手選挙区公認候補をしていた吉田恭子氏(党県常任委員)の擁立を取り下げる方針を決定した。改選となる主浜了氏(生活の党)が三選を目指しており、他の野党によびかけて野党統一候補として支援することになった。選挙協力の条件は、安全保障関連法案廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回の二点であり、各党が共通公約として掲げることを前提とするものである(2月29日河北新報)。なお吉田氏は、主浜氏が立候補を正式に表明した時点で比例代表の単独候補に廻るという(前掲河北新報)。

⑦ 2月25日、共産党山形県委員会は、石山浩行氏の参院選立候補擁立を取り下げ、船山康江氏(無所属、元議員)(民主、維新、社民推薦)を支援する方向で調整を始めたと発表した。安全保障関連法廃止などを公約することや共産党と選挙協力する意思があることが確認できれば船山氏を野党候補として推すこととし、その場合、すでに擁立していた石山浩行氏は比例代表の単独候補に廻るという。(2月26日河北新報)

⑧ このような共産党を含む野党統一候補の擁立は、五項目(前日)の政策協定が各野党によって堅持されれば、日本の乱脈な安倍政治を匡うことができるであろう。そのことに希望を託すことができると思う。その観点から、市民、人民の動きをみることにする。

⑨ 第二に、このような政党レベルの動きの背後に国民、人民の運動があることについて、いくつかの例を記す。

⑩ 2月23日、山形農民連は、参院選

山形区で、戦争法廃止と集団的自衛権容認の閣議決定撤回をめざす野党の統一候補実現を求め、民主党、社民党、共産党に要請した。この要請は2月14日の山形農民連第40回定期総会における“来るべき参院選挙において野党各党が統一候補を擁立し協力して選挙に臨むことを求める特別決議”を採択したことを受けたものである。そして小林会長ら四人が、日本共産党山形県員会、民主党県連、社民党県連合を訪れ、四項目（前述、2月19日）の確認に基づき、山形選挙区での具体化と選挙勝利を目指す合意の実現を要請する「申し入れ書」を手交し、懇談した（2月25日赤旗）。

㊥ 2月28日、野党連携を呼びかける市民団体「きたかみ平和フォーラム」の設立総会が北上市内で開かれ、民主、共産、社民、生活の各党関係者が出席し、㊤県内の野党各党に擁立候補の一本化を要請する方針を決定し、「立憲主義や民主主義を国民の手に取り戻すたけ党派に拘らず行動する」とする設立趣意書を確認した。そして参院選に向けて、民主、共産、社民、生活の各党の県組織に対し、安全保障関連法案の廃案と実現するため野党統一候補の擁立

を求めることを決定した（2月29日河北新報）。

㊦ 2月28日、秋田市で市民団体「安保法制（戦争法）廃止、立憲主義の回復を求める秋田ネット」（あきた立憲ネット）の結成総会が開かれ、夏の参院選秋田選挙区に向け、民主、共産、社民各党に野党統一候補擁立を働きかける方針を確認した。「あきた立憲ネット」は、安保法に反対する大学関係者、弁護士会、労働組合など29団体で構成された組織である（2月29日河北新報）。

（三）政党が市民団体と連携して選挙を闘うのは戦後史上初のことである。これは新しい政治現象であり、問題の根元は、安倍内閣がいかに民意とかけ離れ、アメリカ、財界、右翼勢力と結託し、憲法をないがしろにし、国民、人民の生活を圧迫するなど非道か非情な政治を行っていることにある。何としても安倍内閣を倒さなければならない。そういう思いが今や奔流となつて、既述したが新しい政治状況が生まれているのである。

このことをしっかりと確認し、Ⅱの沖繩問題に移ることにする。